

●安定収入が少ない60歳代前半無職世帯でも最近の消費は弱い動き

60歳代前半無職世帯でも最近の消費に弱さがみられるが、当該世帯では、定年退職などの働き方の変化に直面しており、勤労所得がなく、年金などの安定収入も少ない中で、計画的な貯蓄の取り崩しや金融資産からの収入などをあてにせざるを得ない環境にある。こうした世帯では2015年半ば以降の株価変動以降、金融資産からの収入などの減少等もあって消費が抑制されていると推察される。

なお、第2章で述べるように、企業による定年延長や再雇用の動きがみられており、高齢者の就労参加の進展はこうした世帯の消費の下支えに寄与すると考えられる。

以上のことから、消費に弱さがみられる年齢階層においては、それぞれが置かれた状況の違いによって、消費抑制の要因が異なることが分かった。マクロの消費を拡大させ、好循環を回していくためには、若年子育て期世帯や60歳代前半無職世帯などの構造的な弱さがみられる層に対し、重点的に政策対応を行うことで、費用対効果を最大限に高める必要がある。

こうした構造的な弱さを抜本的に解決するためには、若年子育て期世帯に対しては、持続的な賃金上昇や正規・非正規雇用者間の待遇格差の是正等を通じて、将来への展望を明るいものとする必要がある。こうした施策は世帯主が39～59歳の単身世帯に対しても効果を持ち得ると考えられる。また、60歳代前半無職世帯に対しては、柔軟で多様な働き方を実現できる環境の整備や65歳までの定年延長を行う企業等に対する支援の実施のほか、能力開発機会の拡充によりスキルを最近の技術変化に対応できるものにする、高齢者の就労マッチング支援の強化などによって、働きたい高齢者の就労を実現していくことが重要である。

2 消費税率引上げ時の消費変動

次に、2014年4月の消費税率引上げが個人消費に与えた影響について、特に、どのような家計が消費支出を大きく減少させたかに焦点を当てて、所得階層別・年齢階層別に消費の動向をみてみよう。

●2014年4月の消費税率引上げ時における家計消費支出の動き

消費税率の引上げは、消費の駆け込み需要とその反動減（異時点間の代替効果）や、価格上昇による実質所得の減少による効果（所得効果）⁵²をもたらすと考えられる。そのため、ここでは消費税率引上げ時だけでなく、その後の消費動向の推移をみることで、所得効果などの影響について考察する。

総務省「家計調査」の二人以上の世帯について、所得階層別及び年齢階層別に2014年4月の

注 (52) 消費税導入及び税率引上げが消費者物価に与えた直接的な影響は、1989年度は1.2%ポイント、1997年度は1.5%ポイント、2014年度は2.0%ポイントと試算されている。なお、1989年4月には3%の消費税が導入されたが、同時に物品税が廃止された結果、2014年4月の消費税率の3%ポイントの引上げ時よりも消費者物価に与えた影響は小さかった。

消費税率引上げに伴う消費支出の動きをみてみると、消費税率引上げ後の少なくとも1年間程度、低所得者層（第I分位⁵³）において消費の低迷が続いている一方、それ以外の層ではそれほど特徴的な動きはみられない。両者の消費動向の違いを確認するために、低所得者層と高所得者層の消費の動きを比較してみると、高所得者層の落ち込みは税率引上げ以前の消費水準の5%程度にとどまっているのに対し、低所得者層では落ち込みの程度が10%程度と、比較的大きくなっている（第1-2-4図（1））。さらに年齢別に分解すると、世帯主が44歳未満の家計と55～64歳で落ち込みが大きい（第1-2-4図（2））。この背景には、前述のとおり、若年子育て期世帯や、勤労所得がなく、年金などの安定収入も少ない60歳代前半無職世帯などの構造的な弱さを内包する世帯が、消費税率引上げに伴う必需品価格の上昇等に直面し、消費を抑制したと考えられる。

なお、駆け込み需要の規模は高所得者層（第V分位⁵⁴）で大きく、これを年齢別に分けると世帯主が65歳以上の家計で顕著である（第1-2-4図（3））。こうした家計は所得・金融資産ともに大きいため、消費税率引上げによる物価上昇前に必要なものを購入できることなどが影響している。実際、購入したものは、自動車や家電、家具などの耐久財が多い。

以上のことから、消費税率引上げに伴う物価上昇は、低所得者層を中心にある程度の消費抑制効果を持ったことが考えられる。こうした実質所得の目減りによる消費への影響を緩和するためには賃金や最低賃金の伸びを高めていくことが重要であるとともに、働きたい高齢者が働きやすい環境整備や若年子育て期世帯が抱える将来不安の解消など、より根本的な問題への対応も必要である。

3 消費税率引上げ時の経済政策効果

●子育て特例給付を受けた家計はそれ以外の家計よりも消費を増やす傾向

2014年4月の消費税率引上げ時に、その影響を緩和するため、政府は家計を対象とした給付措置を実施するとともに減税措置⁵⁵を拡充した。ここでは、こうした給付措置による効果を定量的に検証する。

給付措置としては、児童手当を受給している子育て世帯向けの「子育て世帯に対する臨時特例給付措置（以下、「子育て特例給付」という。）や市町村民税を課税されていない低所得者向けの「簡素な給付措置」⁵⁶が挙げられる。

子育て特例給付は、2014年1月分の児童手当⁵⁷の受給者を対象に、児童一人当たり1万円が支給される制度で、支給対象児童数⁵⁸1,271万人に対し支給が行われた。ただし、このうち簡素

注 (53) 年間収入五分位境界値（集計世帯を年間収入によって五分割した境界値）で区分した第I五分位階級。第I五分位階級と第II五分位階級の境界値は334万円（2014年平均）。

(54) 年間収入五分位境界値（集計世帯を年間収入によって五分割した境界値）で区分した第V五分位階級。第IV五分位階級と第V五分位階級の境界値は820万円（2014年平均）。

(55) 住宅を購入した低・中所得の家計に対する「一般の住宅取得に係る給付措置」や住宅ローンを借り入れて住宅を取得した家計に対する住宅ローン減税等の拡充がある。

(56) 臨時福祉給付金とも呼称。

(57) 0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に支給。児童手当の受給に係る所得制限限度額における収入額の目安は、扶養親族等の数が2人の場合917.8万円。

(58) 予算積算上の推計数。